

令和3年度 実施内容

- ◆ **全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化」に向けた取組）**
- ◆ **適正な工期設定（週休2日の取組・統一的な現場閉所）**
- ◆ **発注見通し統合の活用推進（中長期・業務委託）**

①全国統一指標の目標達成に向けた取り組み

【取り組み内容】

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- R3年度は、概ね人口5~10万人の自治体を対象として訪問予定。

②適正な工期設定

【取り組み内容】

◆ 「統一的な現場閉所」(第4弾)による週休2日の促進

- 年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を対象。
- 「令和3年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
- 一次調査(~R03.11.30)、二次調査(~R04.03.31)による週休2日達成状況の把握。

③「発注見通しの統合」の活用推進

【取り組み内容】

◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)

- 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(四半期ごとの当該月に各2回)。

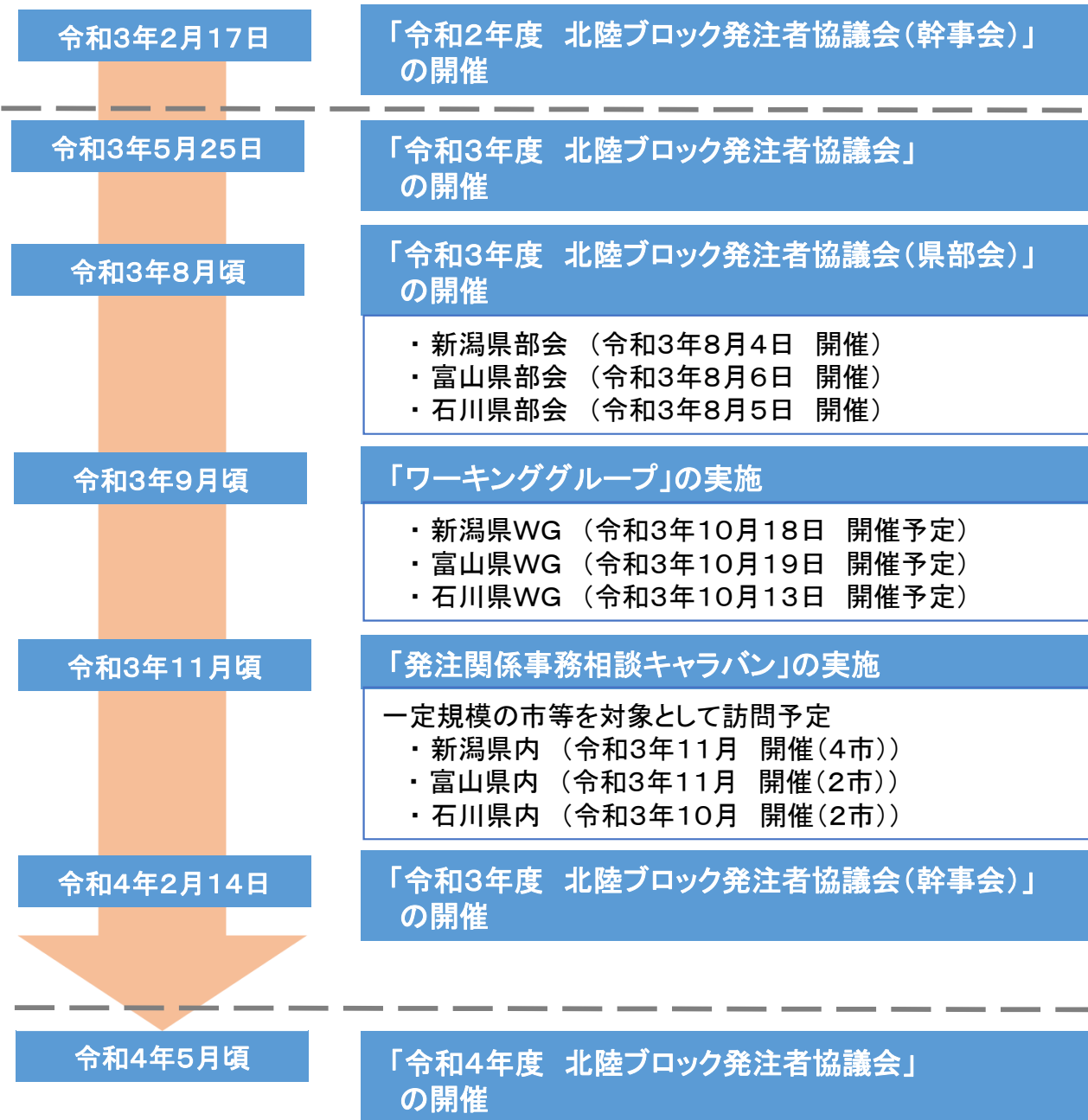
◆ 中長期発注見通し統合の公表

- 第3四半期を目処に、県・政令市は1件以上を公表

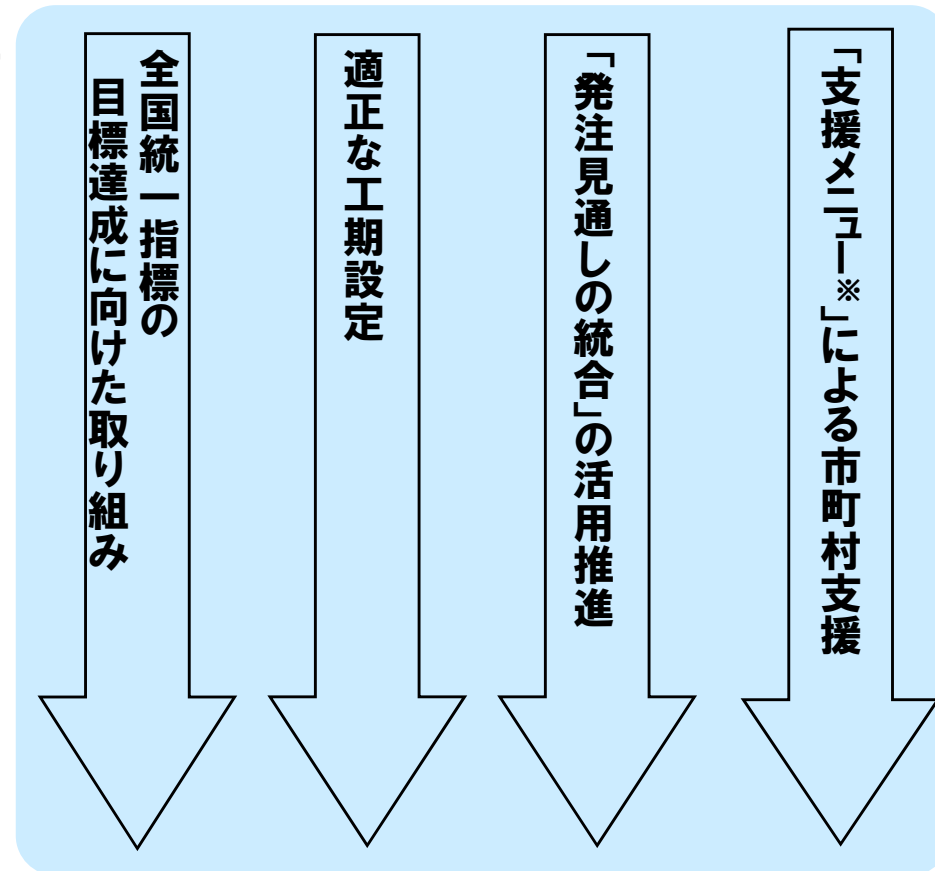
◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の公表

- 第3四半期の公表を目指し、準備・検討・実施。データ提供可能な機関より順次公表。

令和3年度のスケジュール



令和3年度 活動計画



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン(生産性向上)等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・(参考)北陸農政局の支援メニュー

令和3年度 活動結果概要(1)

①全国統一指標の目標達成に向けた取り組み

活動計画

◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- R3年度は、概ね人口5~10万人の自治体を対象として訪問予定。

活動結果

□ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施

- 概ね人口5~10万人の自治体8市(新発田市、柏崎市、燕市(Web)、村上市(Web)、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)を対象として訪問。
- 直接訪問以外にWeb試行を2市にて実施(Web形式でも活発な意見交換を確認)。

□ 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進

- キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
- **平準化の取組「さしすせそ」は対応可能な範囲で実施されていることを確認。**

②適正な工期設定

活動計画

◆ 「統一的な現場閉所」(第4弾)による週休2日の促進

- **年間を通じて毎月2回**(第2週、第4週)の土日を対象。
- 「令和3年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初に配布**(既発注工事への周知含む)。
- 一次調査(~R03.11.30)、二次調査(~R04.03.31)による週休2日達成状況の把握。

活動結果

□ 「統一的な現場閉所」(第4弾)による週休2日の促進

- 「令和3年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初(R3.3)に配布**(既発注工事への周知含む)。
- **約57.3%の工事で月2回の現場閉所を達成(二次調査(最終))**(一次調査結果(~R03.11.30):53.9%)
(R2年度 一次調査:49.2%、二次調査(最終):56.2%)

令和3年度 活動結果概要(2)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動計画

- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(四半期ごとの当該月に各2回)。
- ◆ 中長期発注見通し統合の公表
 - ・ 第3四半期を目処に、県・政令市は1件以上を公表
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の公表
 - ・ 第3四半期の公表を目指し、準備・検討・実施。データ提供可能な機関より順次公表。

活動結果

- 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 令和3年度 第3四半期に工事の「発注見通しの統合」(Excel版)の公表
 - ・ 令和3年度 第1四半期(4月)に「発注見通しの統合版」HPの最大アクセス数を更新
- 中長期発注見通し統合の公表(令和3年度 第3四半期)
 - ・ R3.10.15: 北陸地方整備局(181件) 公表
 - ・ R3.12.13: 新潟県(501件)、富山県(1件)、石川県(1件) 公表 (3県が参画したR03.12にアクセス数が増加)
 - ・ R4.03.23: 新潟市(11件) 公表
- 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の公表(令和3年度 第3四半期)
 - ・ 第3四半期は45機関(約54%) (該当案件なしの機関含む)が参画。

全国統一指標・地域独自指標の 目標達成に向けた取組

品確法と建設業法・入契法(新担い手3法) R1改正時の概要

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
 - ・施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
 - ・適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)
- 受注者(下請含む)の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「全国統一指標」の取り組みについて(これまでの経緯)

北陸ブロック発注者協議会等での主な実施内容

H26

H26.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

H27

H27.4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」運用開始

“必ず実施すべき事項”
”実施に努める事項”
を位置付け

H28

H28.8

北陸ブロック発注者協議会の構成機関に全国統一指標(案)を意見照会

H29

H29.5

「北陸ブロック発注者協議会」で、全国統一指標の導入を決定

WG、キャラバン等を通じて
取り組みを支援

H29～
キャラバン開始

H30

①適正な予定価格の設定

・最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

46%(H30.3) → **96%**(R02.3)

・最新単価を用いて積算を実施

98%(H30.3) → **99%**(R02.3)

「全国統一指標」を協議会の取
り組みの『重点的なテーマ』に
掲げ、各機関が積極的に実施。

各取り組みが浸透し、改善傾
向がみられる。

「統一指標」を見直し、新たに
設定

R1

R1.6
品確法改正

R2.1
運用指針改正

②適切な設計変更

・設計変更ガイドラインを策定し、活用

41%(H30.8) → **66%**(R01.11)

③施工時期の平準化(件数)

・平準化率0.8以上の機関数

20%(H30.3) → **38%**(R02.3)

R2

R2.05～

新たな全国統一指標及び地域独自指標の基準値・目標値の設定検討開始

R2.12

臨時北陸ブロック発注者協議会を開催し、上記について決定し、公表

R2.12～

毎年調査を行い、結果をとりまとめ、フォローアップを実施

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	① ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③ 総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	④ 施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見通し	④ 見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤ 適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤ 余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	※ 週休2日の取り組み: 「全国統一指標」「地域独自指標」対象	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	⑥ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	⑦ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 □ :「全国统一指標」対象取組項目 □ :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	① ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
履行	③ 履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
	④ 適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	④ 履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	⑤ 適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
その他	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

全国統一指標及び地域独自指標のR6目標値の設定

全国統一指標

- ◆ 全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる統一的な指標5項目(工事3項目、業務2項目)の目標値を設定

※ 各発注機関が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用

地域独自指標



- ◆ 北陸ブロック発注者協議会において北陸地域の実情を踏まえて独自指標を選定し、選定された指標3項目(工事2項目、業務1項目)の目標値を設定

北陸ブロックにおける取組指標

- ◆ 新・全国統一指標(5項目)・地域独自指標(3項目)について、各取組指標の目標年次を法改正より5年後※1の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」行い、北陸ブロックの取組指標として公表(R2.11.5臨時幹事会を书面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表)
- ◆ 各取組指標は毎年調査を行い、結果※2をとりまとめ、フォローアップを実施

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)附則(令和元年六月十四日法律第三五号)2

「政府は、この法律の施行後五年を目処として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※2: 発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正) I. 本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

本来、週休2日工事となりうるものが対象となるよう、指標の定義を見直し(資料-1(参考資料-1)参照)。

※ 週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

※ 全国統一で、週休2日の実施が困難な工事(災害復旧等)は集計から除く方針としており、各地整で順次見直しを実施。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

※ 調査対象は、国・特殊法人・都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

全国統一指標の目標値(R6)の算出方法と指標分類（全体）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$ ※ CORINS登録された工事(500万円以上)より算出	【件数】 a : <u>平準化率0.8以上</u> b : 平準化率0.7～0.8 c : 平準化率0.6～0.7 d : 平準化率0.6以下
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$ ※ 各機関からの報告値により算出	a : <u>週休2日対象工事率0.5以上</u> b : 週休2日対象工事率0.3～0.5 c : 週休2日対象工事率0.1～0.3 d : 週休2日対象工事率0.1未満
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ ※ 入契法調査※ ¹ データより算出	a : <u>実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期(1～3)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$ ※ TECRIS登録された業務(100万円以上)より算出	a : <u>第4四半期納期率0.4未満</u> b : 第4四半期納期率0.4～0.5 c : 第4四半期納期率0.5～0.6 d : 第4四半期納期率0.6以上
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注業務件数}}$ ※ 品確法調査※ ² データより算出	a : <u>実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計

※1 入契法調査:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査

※2 品確法調査:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく調査等の業務に関する調査

全国統一指標の実績値(R1・R2)と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

R3実績はR4年内
公表予定

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01)		実績値(R02)		目標値(R06)	
			上段:地域ブロック単位※1	下段:県域単位※2	上段:地域ブロック単位※1	下段:県域単位※2	上段:地域ブロック単位※1	下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	→	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.80	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80	
			国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75		新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69			
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	→	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.55 → 1.00	新潟県域:0.50 → 1.00 富山県域:0.50 → 1.00 石川県域:0.50 → 1.00	
			国等 :0.78 新潟県域:0.29 富山県域:0.05 石川県域:0.09		新潟県域:0.61 富山県域:0.26 石川県域:0.99	目標値見直し		
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.94	→	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	
			国等 : - 新潟県域:0.93 富山県域:0.90 石川県域:0.98		新潟県域:0.90 富山県域:0.76 石川県域:0.92			
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47	→	北陸ブロック:0.44	北陸ブロック:0.40未満	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満	
			国等 :0.56 新潟県域:0.46 富山県域:0.36 石川県域:0.46		新潟県域:0.42 富山県域:0.40 石川県域:0.41			
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況 ※3	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.92	→	北陸ブロック:0.97	北陸ブロック:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00	
			国等 : - 新潟県域:1.00 富山県域:0.82 石川県域:1.00		新潟県域:0.99 富山県域:0.89 石川県域:1.00			

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 工事及び業務の「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」における実績値は、直近の調査結果を基に公表(例えば、R01実績値=H30実績値、R02実績値=R01実績値を示す)

地域独自指標の項目と目標値(R6)の算出方法及び指標分類（北陸独自）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保した工期設定 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>既に取り組んでいる</u> b: <u>今年度取り組む予定にしている</u> c: 取り組む検討をしている d: 取り組みは検討していない e: その他
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全ての工事で実施</u> b: <u>一部の工事で実施</u> c: 未実施(導入検討含む) d: <u>必要とする工事がなかった</u> e: その他
業務	③適正な履行期間 の設定	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を 踏まえた履行期間の設定 ※ 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、 天候その他も考慮 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) b: <u>一部の業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) c: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールは未作成) d: 4週8休は反映していない (工期算定ルールは未作成) e: その他

<協議会目標>
4週6休: ~R3年度
4週7休: ~R5年度
4週8休: R6年度~

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

◆ 北陸地域における独自指標の選定理由

- ① 適正な工期設定(週休2日の取り組み機関): 建設業の改正労働基準法の適用(R6年度~)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため
- ② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用): 旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため
- ③ 適正な履行期間の設定: 改正労働基準法が施行(H31年度~)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため

地域独自指標の実績値(R1・R2)と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

R3実績はR4年内
公表予定

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」及び「b」の割合	新潟県域:0.32 富山県域:0.19 石川県域:0.35	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:0.89	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.75 新潟県域:0.74 富山県域:0.81 石川県域:0.95 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」、「b」、「d」の割合	新潟県域:0.84 富山県域:0.81 石川県域:1.00	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	③適正な履行期間 の設定	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.86	北陸ブロック:0.87	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:0.94 石川県域:0.85 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」~「c」の割合	新潟県域:0.84 富山県域:1.00 石川県域:0.95	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

区分	指標項目	具体的な取り組み方法例
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	<p>◆平準化に向けた取り組み「さしすせそ」の活用</p> <p>①(さ)債務負担行為の活用(複数年国債やゼロ国債等を活用し早期発注) 例) 年度を跨ぐような工事、工期が12ヶ月未満の工事</p> <p>②(す)速やかな繰り越し 例) 県・市町村の年度末(2月、3月)議会承認に対し、<u>予め適用可能な案件は12月議会で事前承認を実施</u></p> <p>③(せ)積算の前倒し 例) <u>発注前年度に設計・積算を完了</u>させ、発注年度は単価更新、微修正等を実施し発注</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>さしすせそ事例集【第4版】(令和2年4月)国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html</p> </div>
工事	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	<p>◆週休2日対象工事の実施と適正な工期設定、補正係数の適用</p> <p>①発注方式(発注者指定、受注者希望)、対象金額を設定し<u>週休2日対象工事(4週8休以上)</u>を実施</p> <p>②入札説明書、特記仕様書への条件明示を実施</p> <p>③週休2日を反映した工期の設定(必要な工期日数+<u>土曜・日曜日の休日、祝日、降雨日数等</u>)</p> <p>④週休2日に要する<u>必要経費(補正係数)の計上とインセンティブ(成績評価)</u>による評価</p>
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	<p>◆最新の公契連モデル(H31)等の適用</p> <p>①低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底(工事) ※ ダンピング対策の適用更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について(通知) (平成31年3月29日_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))</p> <p>※ 入契法調査におけるダンピング対策工事(随意契約を除く)の件数把握と入力報告</p>
業務	④第4四半期の納期設定状況(履行時期の平準化)	<p>◆履行時期の平準化を考慮した発注計画の実施</p> <p>①債務負担行為の活用や早期発注手続き(4月早々契約等)の実施</p> <p>②業務に必要な作業日数等を算定し上で、<u>第4四半期(1月～3月)の納期を避け工期設定を実施</u> 例) 国では、第4四半期に納期が掛かる事が予め分かる業務は、繰り越し手続きを行った上で発注</p>
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	<p>◆最新の公契連モデル(H31)等の適用</p> <p>①低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底(業務) ※ ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について(通知) (平成31年3月29日_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))</p> <p>※ 品確法調査におけるダンピング対策業務(随意契約を除く)の件数把握と入力報告</p>

区分	指標項目	具体的な取り組み方法例
工事	①適正な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	<p>◆週休2日モデル工事等の試行、適正な工期設定、ルールの適用</p> <p>①発注方式(発注者指定、受注者希望)、対象金額を設定し<u>段階的なモデル工事(4週6休、4週7休、4週8休)を実施</u></p> <p>②入札説明書、特記仕様書への条件明示を実施</p> <p>③<u>週休2日を反映した工期の設定</u>(必要な工期日数+<u>土曜・日曜日の休日、祝日、降雨日数等</u>)</p> <p>④週休2日に要する<u>必要経費(補正係数)の計上とインセンティブ(成績評価)の評価</u></p>
工事	②適切な設計変更 (設計変更ガイ ドラインの活用)	<p>◆設計変更ガイドラインの策定及び活用</p> <p>①市町村では、県の設計変更ガイドラインを参考に<u>ガイドラインの策定又は準用</u></p> <p>②①を踏まえた上で、<u>ガイドラインを活用し、適切な設計変更を実施</u></p> <p>例) 国では、設計変更ガイドラインを定め、設計変更が可能なケース、不可能なケースを例示。 (北陸地方整備局HP → 「技術・建設産業」 → 「基準・要領・ガイドライン」に掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事設計変更ガイドライン(案) (北陸地方建設事業協議会工事施工対策部会) ・ 土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集
業務	③適正な履行期間 の設定	<p>◆4週8休を反映した履行期間の設定、ルールの適用</p> <p>①特記仕様書への条件明示を実施</p> <p>②<u>週休2日を前提とした履行期間の設定</u>(必要な作業日数+<u>土曜・日曜日の休日、祝日、降雨日数等</u>)</p> <p>例) 国では、設計業務等標準積算基準書(参考資料)の準用、全体事業計画における当該業務計画等から必要な日数を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量業務、地質調査業務は、必要日数に対し不稼働係数(外業、内業)を掛け合わせて算定 ・ 調査・設計業務は、新調査積算システムで履行期間の設定に必要な日数等で算定

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

発注関係事務相談キャラバン(H29～)

- 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。

1巡目

H29
～
R01

R1.6
品確法
改正

相談キャラバン 1巡目

H29:20市町村
H30:22市町村
R01:22市町村

- ◆ 「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認。
(施工時期の平準化の取組「さしすせそ」の実施状況の確認も含む)
- ◆ 個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
(例:週休二日モデル工事、総合評価落札方式等)
- ◆ 事前質問に対する回答及び対応策の提示。

R2.1
運用指針
改正

R02
1～2月

平準化ヒアリングの実施

- ◆ R02.01～02月 平準化ヒアリングの実施
(長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市)

施工時期の平準化について
取り組み事項等を聴取

2巡目

R02

相談キャラバン 2巡目開始

R2年度は、概ね人口10万人以上を対象。
R02.11～R03.01月
(三条市、射水市、小松市、白山市)

- ◆ 2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を重点的に実施。
- ◆ 現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
- ◆ 1巡目と同様に「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。

R03
10～11月

- ◆ 人口10万人以上の市の訪問は、R2年度までに概ね完了。
- ◆ 発注工事件数は、人口の多い市町村ほど多い傾向にあるため、令和3年度以降は、平準化の取組の効果が見込まれる概ね人口5～10万人の市町村を対象として訪問。
 - 新潟県:新発田市、柏崎市、燕市(Web)、村上市(Web)
 - 富山県:高岡市、南砺市
 - 石川県:加賀市、七尾市

□ ～令和2年度 訪問市町村

発注工事件数が比較的多く、平準化の取組の効果が見込まれる**概ね人口10万人以上の市**を訪問(R2.1～2月:長岡市、上越市、富山市、金沢市、R2年度:三条市、射水市、小松市、白山市)。

□ 令和3年度 発注関係事務相談キャラバン

◆ 発注工事件数は、人口の多い市町村ほど多い傾向にあるため、令和3年度以降は、平準化の取組の効果が見込まれる**概ね人口5～10万人**の市町村を対象として訪問。

(新発田市、柏崎市、燕市(Web)、村上市(Web)、高岡市、南砺市、加賀市、七尾市)



□ Web会議の試行

- 「発注関係事務相談キャラバン」は、整備局職員、県職員が市町村を訪問することで、悩みや疑問を直接相談でき、その解決の一助となることを目的に実施。
- 一方、コロナ禍の影響により、県を跨ぐ移動の制限などから、人数の集まる会議形式を回避するため、Web会議の積極的な利用が推進された。
- 令和3年度のキャラバンでは、Web会議を試行的に実施(2市)

- Web試行2市においても、活発な意見交換が確認出来た。
- Web形式を引続き実施する。(訪問形式と併用)

□ 平準化の取組「さしすせそ」の実施について

(さ)債務負担行為の活用

- ・ゼロ市債を活用(柏崎市)
- ・単年度で履行ができない工事等について活用(新発田市)
- ・債務負担行為を活用し、翌年度工事の前倒し発注を実施(高岡市)

(し)柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

- ・一部の工事で余裕期間を考慮して、工期を設定(燕市)(加賀市)

(す)速やかな繰越手続

- ・標準工期を確保できないことが早期に判明した場合は、繰越手続を前倒し(柏崎市)
- ・3月議会において繰越手続を実施(村上市)(燕市)(高岡市)(七尾市)

(せ)積算の前倒し

- ・発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注(柏崎市)(村上市)(高岡市)(南砺市)(七尾市)

(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

- ・各課から提出された発注見通しにより入札事務担当課で4~6月の発注目標を作成(村上市)
- ・年度当初から発注し、第2四半期までに全体の80%の発注を目標に設定(高岡市)(柏崎市)
- ・各部署でゼロ市債の発注目標を設定し、早期発注に努めている。(柏崎市)
- ・年度当初の発注目標を設定し、各部・各課で早期発注に努めている(南砺市)

◆ 課題・問題点等

- ・会計年度独立の認識
(債務負担、繰越し手続への妨げ)
- ・組織内での意識の浸透不足
- ・発注担当課の技術職員不足
(年度末に業務が集中。早期発注が困難。)

□ その他(全国统一指標項目等)

◆ 適正な工期設定(週休2日モデル工事等の実施)

- ・業界から週休2日導入の要望があり、検討を実施中:5市。
- ・令和6年度に向け、さらに週休2日拡大を検討:3市。 ・業界から施工時期の平準化の要望:6市 ・業界からフレックス工期の要望:1市

◆ 業務の履行時期の平準化速やかな繰越手続

- ・翌年度の早期発注のため、1月を工期末とするなどの対応を実施(柏崎市)
- ・早期発注に取り組んでおり、第4四半期の納期率(試算)は0.3程度である(村上市)

◆ 課題・問題点等

- ・週休2日モデル工事のノウハウ不足
- ・官民一体となった取り組みの促進
- ・受注者の責によらない未達成時の扱い
- ・R6年度以降の補正係数の取り扱い不透明

◆ まとめ及び今後の取組

- ◆ 各自治体において平準化の取組「さしすせそ」は対応可能な範囲で実施されていることを確認。
- ◆ 平準化をさらに進めて行くため、実施結果の分析、今後の取り組みの検討を提案。
 - 施工時期の平準化は、年間を通じて工事の稼働が平均化すること、閑散期(4~6月)の現場稼働を増加させることが目的。
 - 早期発注への取り組み(積算の前倒し、債務負担行為の活用等)、年度末に集中する工期の分散(速やかな繰越手続等)、計画的な工事発注(早期執行のための目標設定)、余裕工期制度の活用など、どの取り組み、組合せで平準化につながるのか検討することが必要。

令和3年度 発注関係事務相談キャラバン 実施結果(1巡目からの効果)

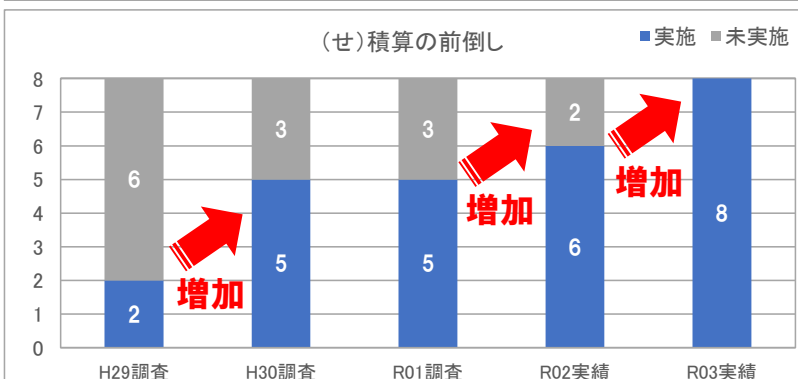
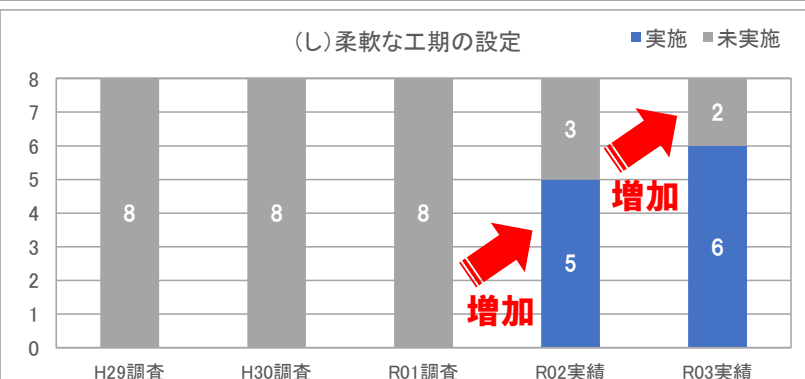
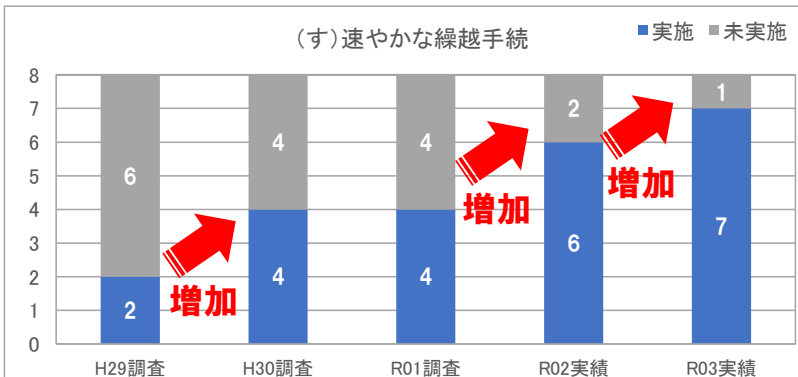
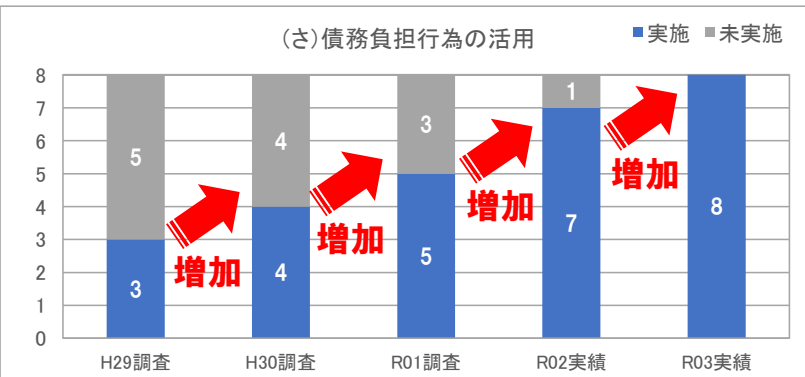
令和3年度 発注関係事務相談キャラバン訪問8市

◆ 1巡目訪問年度

H29年度 新発田市、燕市
 H30年度 柏崎市、七尾市
 R01年度 村上市、高岡市、南砺市、加賀市

- ◆ 「運用指針に基づく取組」の実施状況の確認。
 (施工時期の平準化の取組「さしすせそ」の実施状況の確認も含む)
- ◆ 個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
 (例: 週休二日モデル工事、総合評価落札方式等)
- ◆ 事前質問に対する回答及び対応策の提示。

訪問8市における平準化の取組「さしすせそ」の実施状況(H29～R03)



◆ 1巡目訪問以降の取り組み例 (平準化の取組「さしすせそ」)

- ・燕市 (H29訪問)
 H30より「速やかな繰越手続」実施
- ・柏崎市 (H30訪問)
 R01より「速やかな繰越手続」実施
- ・高岡市 (R01訪問)
 R01より「債務負担行為の活用」実施
 R01より「速やかな繰越手続」実施
- ・村上市 (R01訪問)
 R03より「債務負担行為の活用」実施

- ### ◆ その他の取り組み例
- 週休2日の取り組み
 (週休2日モデル工事等の実施)
- ・柏崎市 (R02より実施)
 - ・村上市 (R02より実施)
 - ・加賀市 (R03より実施)
 - ・高岡市 (R04より実施)

「運用指針」に基づく項目も
 取り組む市が増加

【出典】(各項目についてR3キャラバン2巡目訪問8市のデータを集計)
 H29調査: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査 (H29調査[H29.03.31現在の状況])、H30調査: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査 (H30調査[H30.08.01現在の状況])、
 R01調査: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査 (R01調査[R01.11.01現在の状況])、R02実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ (R03.04調査)、R03実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ (R04.03調査)
 ※ R02、R03実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

- ◆ キャラバン1巡目訪問以降、平準化の取組「さしすせそ」に取り組む市が増加。
 (「さしすせそ」の全ての項目において対応可能な範囲で実施されていることを確認)
- ◆ 取り組みがさらに浸透して、北陸地域全体の「施工時期の平準化」を図ることが必要。

継続してキャラバンを実施

適正な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制(平成31年4月1日施行)

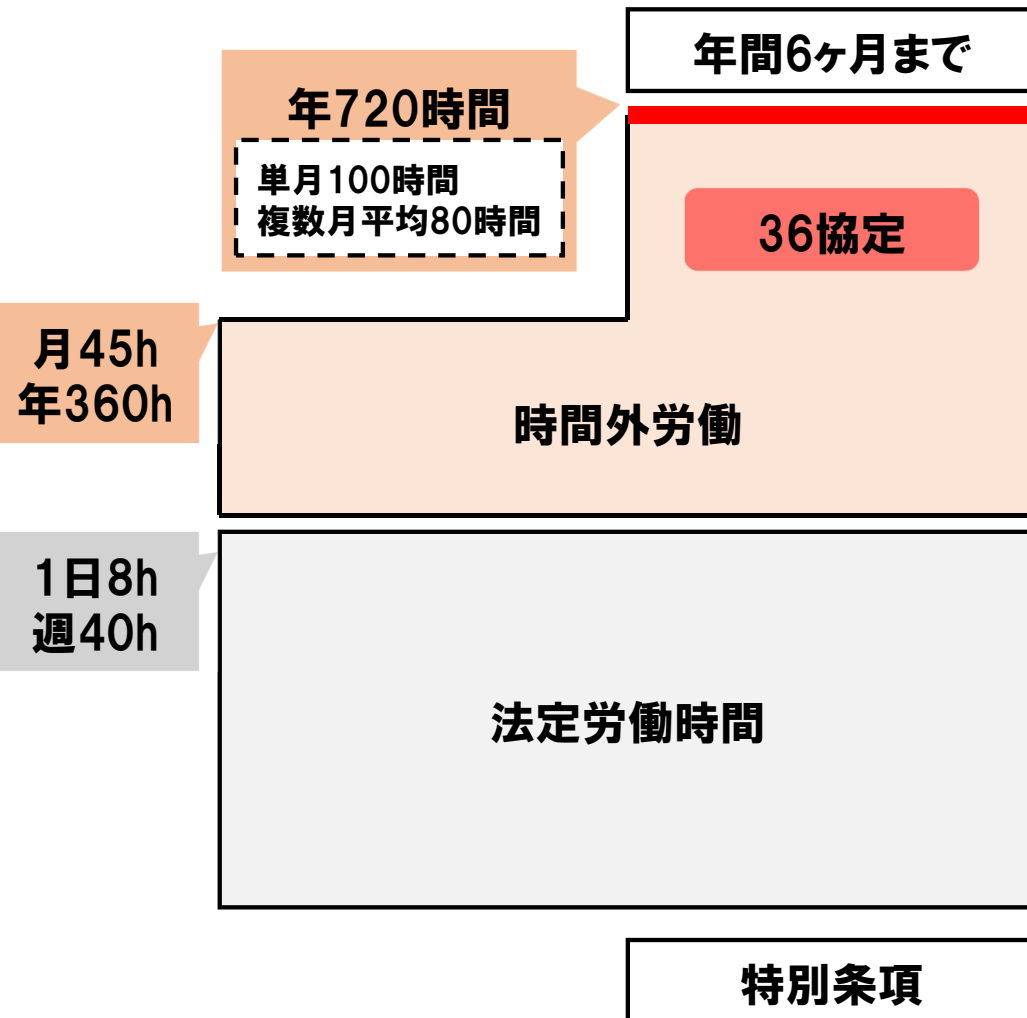
改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

※ 罰則:6か月以下の懲役または30万円以下の罰金

◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行

◆ 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

令和6年度



36協定の限度

≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫

- (1) 原則、月45時間かつ年360時間
 - ・特別条項でも上回る事の出来ない時間外労働時間を設定
 - ① 年720時間(月平均60時間)
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定
 - a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)
 - b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)
 - c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
- (2) 建設業の取り扱い
 - ・施行後5年間現行制度を適用
 - ・施行後5年以降一般則を適用。
ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しないが、将来的には一般則の適用を目指す。

※ 変更なし

≪労働基準法で法定≫

原則

- (1) 1日8時間・1週間40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

建設現場における週休2日の取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用



- ◆ 罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年(令和5年度まで))を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

【参考】働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)抜粋

(現行の適用除外等取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

建設業については、**適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠**であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

①適切な工期設定

- ・準備・後片付け期間の見直し
- ・工期設定支援システムの導入
- ・余裕期間制度の活用
- ・工事工程の受発注者間での共有

②週休2日モデル工事の普及

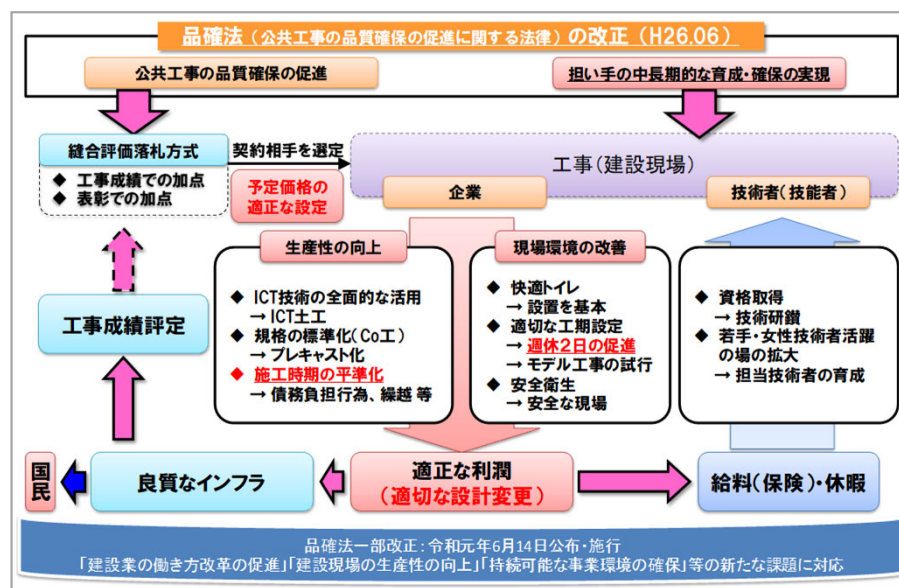
- ・週休2日の実施に伴う経費を計上
- ・工事成績による加点

建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行
(発注者等の責務)
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

品確法に基づく建設生産システム



北陸ブロック発注者協議会

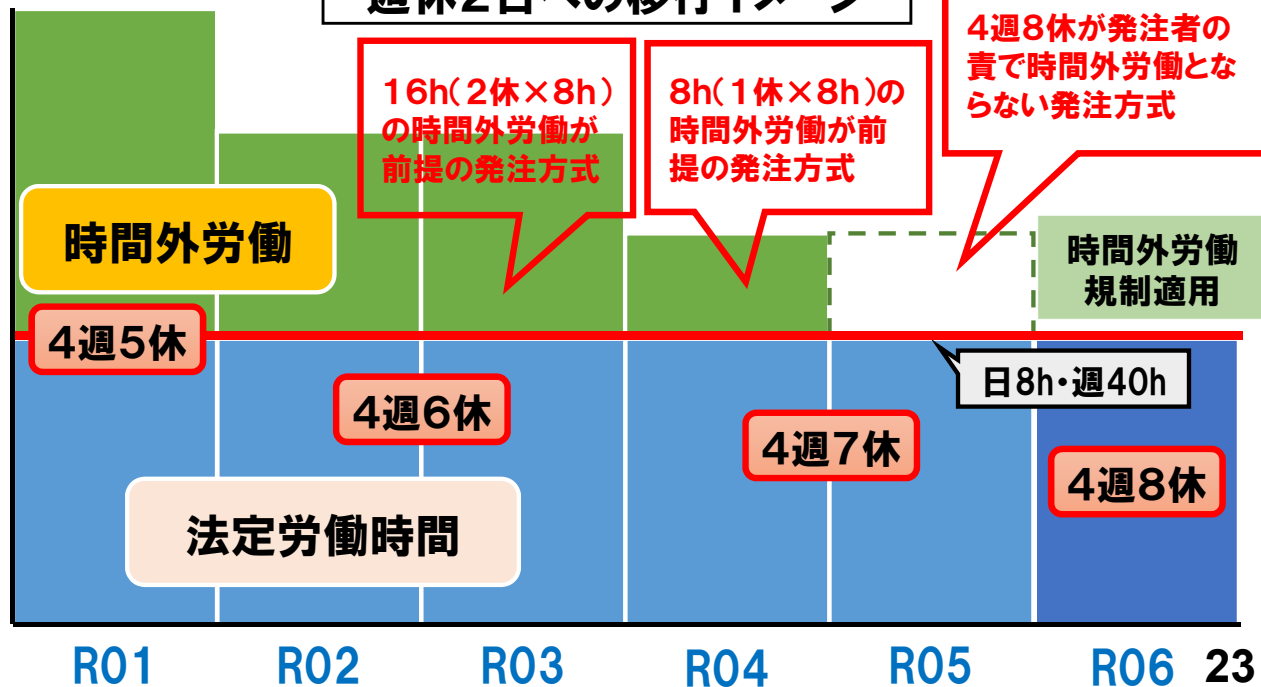
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3弾(R02年度:毎月2回の閉所)
- 第4弾(R03年度:毎月2回の閉所)
- 第5弾(R04年度:毎月3回の閉所)

週休2日への移行イメージ



建設業における週休2日への取り組み

◆ 労働基準法における法定労働時間

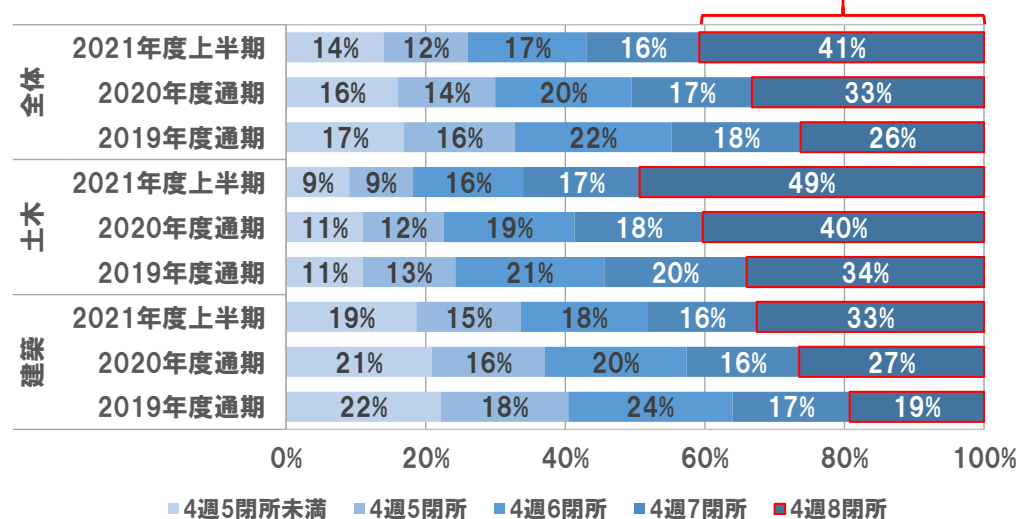
- ◇ 1日 8時間
- ◇ 1週間 40時間(4週8休相当)

◆ 令和6年度から適用される時間外労働の上限規制

- ◇ 原則:月45時間(特別条項:月45時間)
- ◇ 原則:年360時間(特別条項:年720時間)

- ◆ 年度別現場閉所状況より、改善傾向。
- ◆ 建設工事全体では、約4割が4週8閉所。
- ◆ 土木工事では約半数が4週8閉所。

年度別現場閉所状況 **4週8閉所は4割程度**



※ 出典:一般社団法人 日本建設業連合会 週休二日実現行動計画フォローアップ報告書
 ※ 全事業所(「土日閉所を基本とした作業所」及び「土日閉所を基本としない作業所」)を対象。

- ◆ 工事の工期は土日、祝日及び雨天などの不稼働日を考慮して必要な工期を発注者が算定し設定しているが、建設業界においては4週8休の取得が進んでいない状況。
- ◆ 4週6休、4週7休の場合、16h(2休×8h)及び8h(1休×8h)の時間外労働を前提とした工期設定となる。
- ◆ 下請も含め建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触することが無いよう、適正な工期設定が必要。※著しく短い工期の禁止(改正建設業法第19条の5)

法定労働時間 1週間40時間(4週8休相当)の確保を考慮した工期設定が必要

さらに建設産業の「働き方改革」が加速させるための環境整備

- ◆ 週休2日モデル工事(必要経費(労務費、機械経費、間接工事費など)の補正)
- ◆ 統一的な現場閉所
(当該工事の休日に稼働している現場へ掛け持ち労働も考えられるため、各発注者が足並みを揃えて取組を推進)

北陸建設業界の担い手確保に向け

建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第4弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)を実施 ※ 第3弾:令和2年度(年間を通じて2回)を実施
※ 第2弾:令和元年度(9月・10月・11月 4回の「3連休」)を実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第4弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

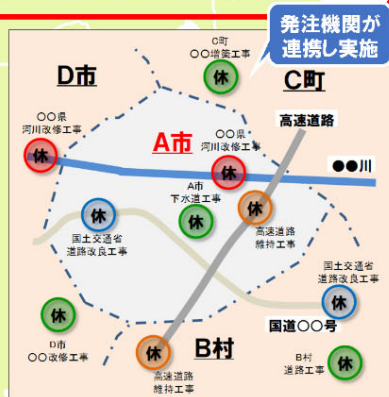
- 令和3年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

第2週、第4週の土日を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和3年6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】

北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社

新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

表面

令和3年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和3年度は、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

2021年							2022年																							
4月							5月							6月							7月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
				1	2	3						1	30	31	1	2	3	4	5					1	2	3				
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10				
11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17				
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24				
25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	27	28	29	30								25	26	27	28	29	30	31	
8月							9月							10月							11月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
1	2	3	4	5	6	7						1						1	2	31	1	2	3	4	5	6				
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13					
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20				
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27				
29	30	31	26	27	28	29	24	25	26	27	28	29	30	28	29	30	28	29	30											
12月							1月							2月							3月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
					1	2						1	30	31	1	2	3	4	5						1	2				
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12				
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19				
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26				
26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	27	28	27	28	29	30	31	27	28	29	30	31							

- 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

対象	工事	月	火	水	木	金	土	日
		閉所	閉所					
一般的な工事	技術者						休	休
	工事							
	技術者A						休	休
トンネル工事等(交替制)	技術者B							
	技術者C	休	休					
	工事							
維持工事等(交替制)	技術者A						休	休
	技術者B	休						休
	工事							
現場制約のある工事等	技術者						休	休
	工事						閉所	閉所

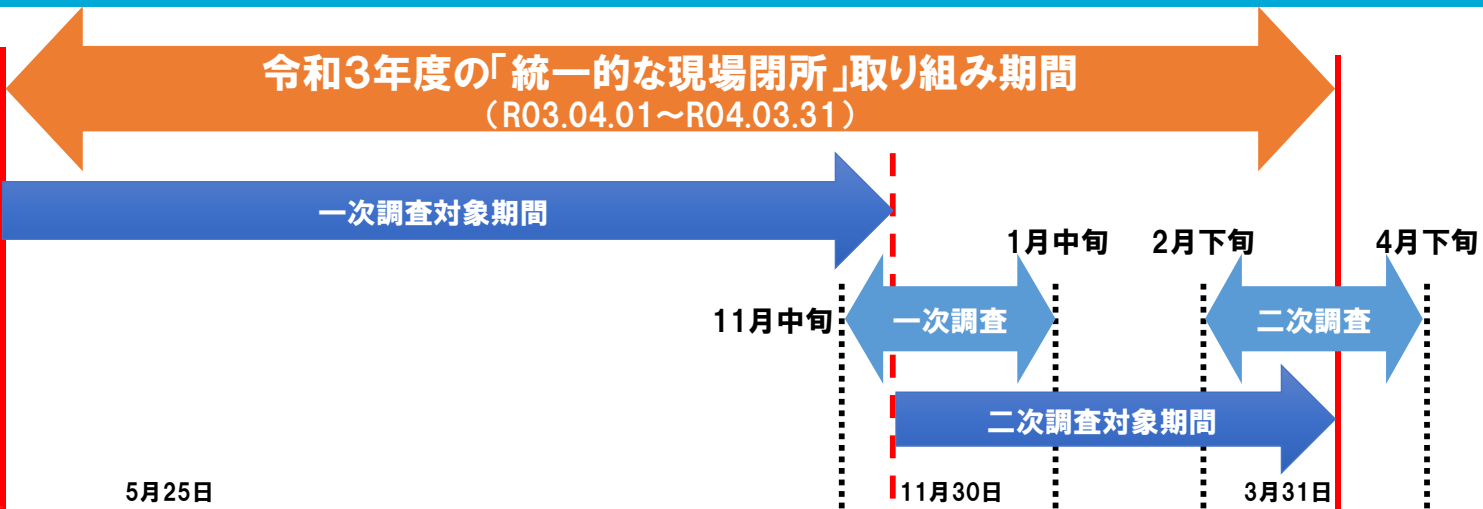
交替制モデル工事

裏面 25

令和3年度 統一的な現場閉所のアンケート調査(第4弾)の対象と事例

□ アンケートの調査時期、とりまとめ方法等は、令和2年度(第3弾)と同様。

令和3年度当初より各機関へチラシ配布



対象工事	事例	~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
	4週6休以上の工事				年間を通じて取り組みを実施し、毎月第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定。 ※ 就業規則等で第2週第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。												
○	ゼロ国、国債工事 例1																
○	ゼロ国、国債工事 例2																
○	R02補正工事 例1																
○	R02補正工事 例2																
○	単年度工事 例1																
○	単年度工事 例2																
○	単年度工事 例3																
○	単年度工事 例4																
×	単年度繰越工事 例1																
×	R3補正工事 例1																

R3協議会

R3幹事会

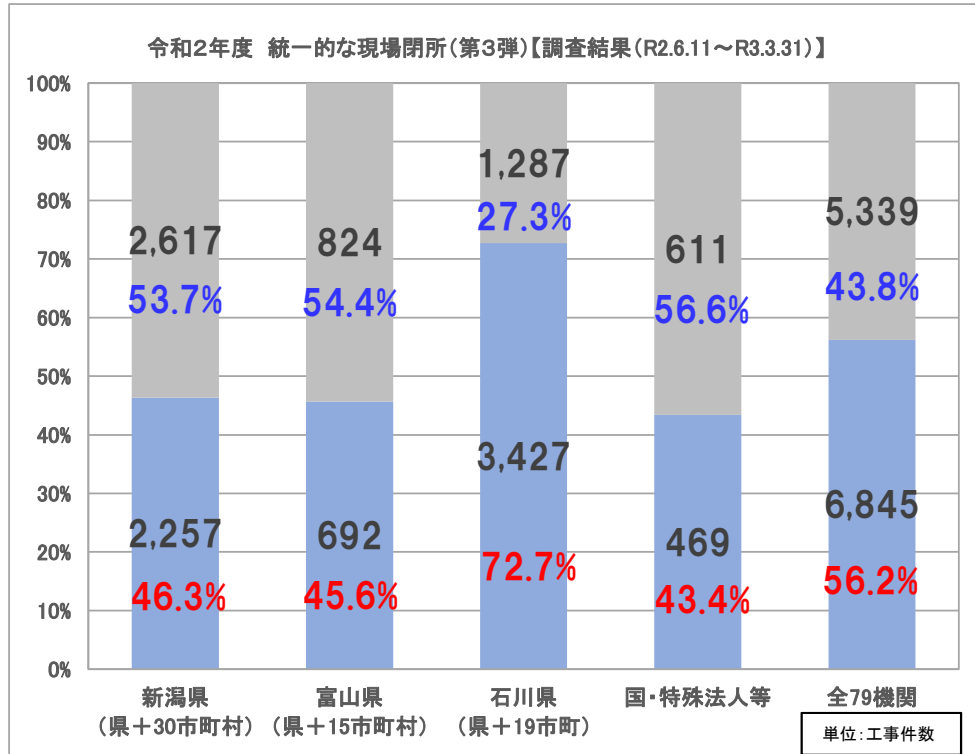
R4協議会

令和3年度 統一的な現場閉所 実施結果

- ◆ 令和2年度・令和3年度 → 「4週6休」を目標
- ◆ 年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施

令和2年度 調査結果

現場閉所 達成工事 未達成工事



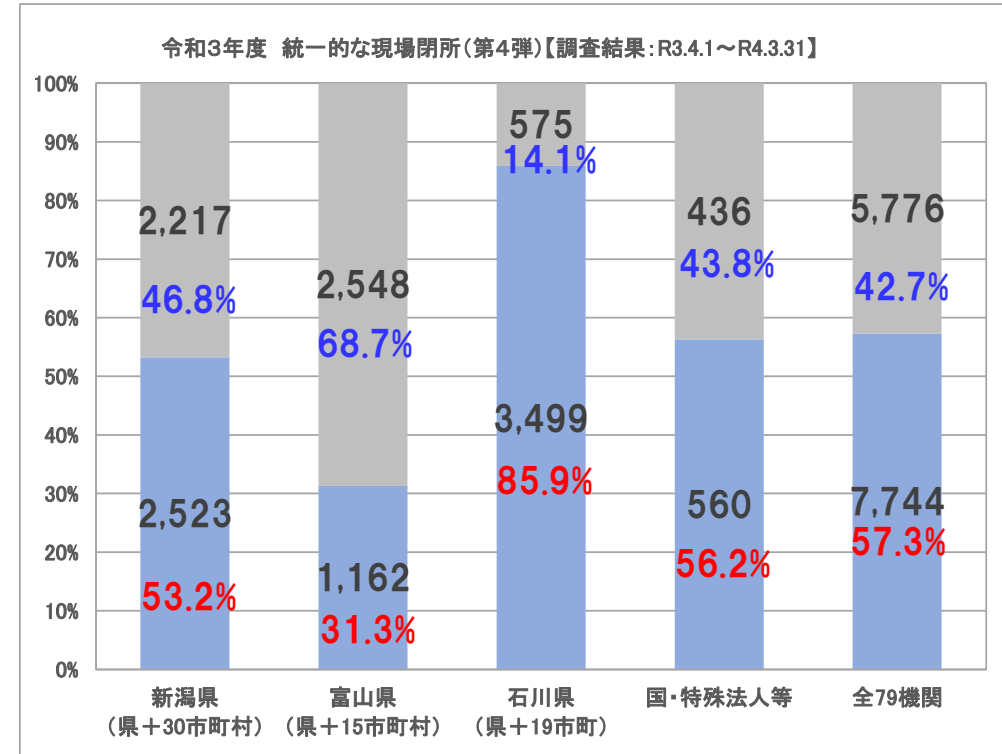
令和2年度(通年)は、約56%の工事で月2回の現場閉所を達成
(R2年度 一次調査(R2.6.11~R2.11.30): 49.2%)

課題

- 第2四半期以降のチラシ配布となり、既発注工事への周知が遅れ達成率が低いと考えられる。

令和3年度 調査結果

現場閉所 達成工事 未達成工事



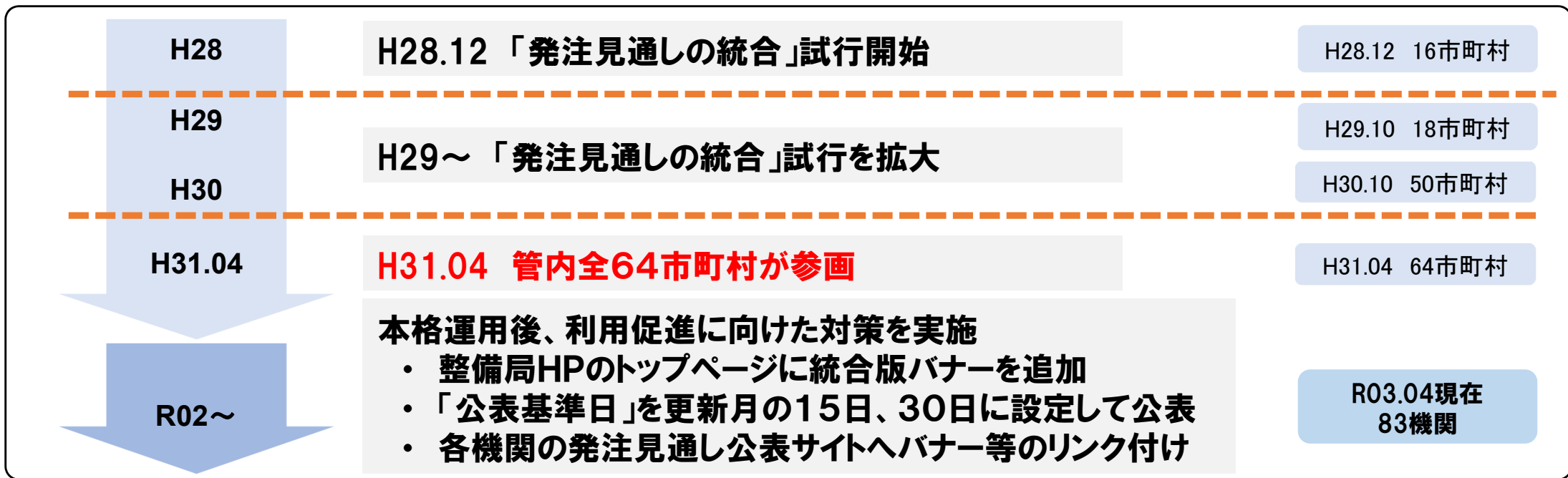
約57.3%の工事で月2回の現場閉所を達成

対応

- 年度当初からのチラシ配布による周知・徹底
- 週休2日モデル工事実施に向けた支援
 - ◆ 国、県その他、先行実施市町村の取り組み事例の提供
 - ◆ 県部会、WG、キャラバンを通じて実施の支援
 - ◆ 適切な工期設定について取り組み内容を確認

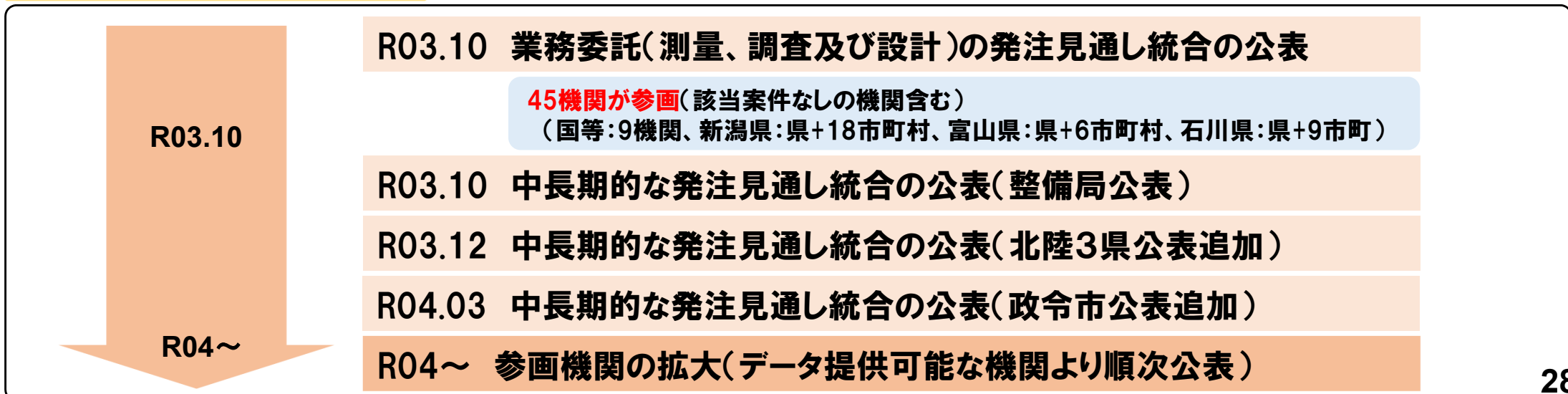
発注見通し統合の活用推進 （中長期・業務委託）

◆ 発注見直し統合の経緯(工事の発注見直し)



令和3年度 取組内容

業務委託(測量、調査及び設計)、中長期的な発注見直し統合を公表



中長期的な発注見通しの公表及び業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合

R1.6 品確法改正

□ 改正品確法 第七条 第一項(抄)五

他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表、その他必要な措置を講ずること

□ 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針) 2-1 業務発注準備段階

当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

R2.1
運用指針
改正

中長期的な発注見通しの公表

業務委託の発注見通し統合

令和2年度 現状確認

□ 中長期的な公共工事等の発注見通し

- 直轄では、入札情報サービス(PPI)で令和2年10月1日より、中長期発注見通しの掲載を開始

□ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し

- 約半数(46%)の機関がHPIにて業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通しを公表。

令和3年度 取組内容

◆ 中長期的な発注見通し統合の公表

- 第3四半期を目途に発注見通し統合版を公表。
- 県・政令市は1件以上を公表

◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の公表

- 令和3年度 第3四半期に発注見通し統合版を公表(公表方法等は工事と同様)。
- データ提供可能な機関より順次公表(参画時期は統合版公表のタイミング(四半期毎))。

令和3年度 中長期的な発注見通し統合

- 令和3年度 第3四半期に発注見通し統合版を公表。
 - R3.10.15: 北陸地方整備局(181件) 公表
 - R3.12.13: **新潟県(501件)、富山県(1件)、石川県(1件) 公表**
 - R4.03.23: **新潟市(11件) 公表**
- 3県別に公表(各県内で実施される中長期的な発注見通し情報を統合)

中長期的な発注見通し統合版(イメージ)

協議会HP(「発注見通しの統合」ページ)

北陸ブロック発注者協議会

北陸地域における「発注見通しの統合」

- 各発注機関が令和〇年度第〇四半期までに公表した「工事」及び「業務委託(測量、調査及び設計)」の発注見通しを地域単位に統合して掲載しています。
- これらの情報は、令和〇年〇月〇日現在、集約・統合したものであり、既に発注済みの工事、業務委託が記載されている場合や 実際に発注する工事、業務委託がこの記載と異なる場合、またはここに記載されていない工事、業務委託が発注される場合があります。
- ここに掲載されている情報は、ある地域内で発注される工事、業務委託件数の概数を把握するためのものであり、詳細かつ最新のデータは個々の発注機関が公表している情報で確認して下さい。

[北陸地域における工事の「発注見通しの統合」](#) 【令和〇年〇月〇日更新】

[北陸地域における業務の「発注見通しの統合」](#) 【令和〇年〇月〇日更新】

[北陸地域における中長期的な「発注見通しの統合」](#) 【令和〇年〇月〇日更新】

追加 →

中長期的な発注見通し統合

3県別に公表



公表内容

1回/年 更新

- ① 事業名称
- ② 全体事業規模
- ③ 全体事業費
- ④ 当年度の事業費
- ⑤ 事業進捗/完成予定時期
- ⑥ 当年度事業内容

発注機関	事業名称	事業規模	事業費	進捗	完成予定時期	備考
北陸地方整備局	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇/〇	

令和3年度 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見直し統合

- **令和3年度 第3四半期に発注見直し統合版を公表。**
- **第3四半期は45機関(約54%)(該当案件なしの機関含む)が参画。**
- データ提供可能な機関より順次公表。
- 令和4年度 第1四半期は11機関の参画を予定。

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見直し統合版(イメージ)

協議会HP(「発注見直しの統合」ページ)

北陸ブロック発注者協議会

北陸地域における「発注見直しの統合」

- 各発注機関が令和〇年度第〇四半期までに公表した「工事」及び「業務委託(測量、調査及び設計)」の発注見直しを地域単位に統合して掲載しています。
- これらの情報は、令和〇年〇月〇日現在、集約・統合したものであり、既に発注済みの工事、業務委託が記載されている場合や 実際に発注する工事、業務委託がこの記載と異なる場合、またはここに記載されていない工事、業務委託が発注される場合があります。
- ここに掲載されている情報は、ある地域内で発注される工事、業務委託件数の概数を把握するためのものであり、詳細かつ最新のデータは個々の発注機関が公表している情報で確認して下さい。

[北陸地域における工事の「発注見直しの統合」](#) 【令和〇年〇月〇日更新】

[北陸地域における業務の「発注見直しの統合」](#) 【令和〇年〇月〇日更新】

[北陸地域における中長期的な「発注見直しの統合」](#) 【令和〇年〇月〇日更新】

追加 →

3県別に公表

業務委託(測量、調査及び設計)の発注見直し統合



1回/四半期更新

公表内容(工事と同様)

- ①名称
- ②場所
- ③期間
- ④種別
- ⑤概要
- ⑥入札及び契約の方法
- ⑦入札予定時期

発注機関	発注名称	発注場所	発注期間	発注種別	発注概要	発注方法	発注時期
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策

工事の発注見通し統合において、Excelデータの公表を追加

- ❑ (従来)64市町村別のPDFデータ(各市町村内で実施される見通し情報を統合)を公表。
- ❑ 第3四半期より、北陸地域全体の情報を統合したExcelデータの公表を追加(試行)。
- ❑ Excelのフィルタ機能により、「工事種別(工事の業種)」「発注機関(担当部・事務所)」「入札予定時期」「施工地域(県・市町村)」等の任意の条件で検索が可能(複数選択可)。

工事の「発注見通しの統合」(新潟県・富山県・石川県)(Excel版)

協議会HP(工事の「発注見通しの統合」ページ)

北陸ブロック発注者協議会

北陸地域における「発注見通しの統合」

各市町村内で行われる工事の発注見通し情報

◎令和3年度第3四半期公表情報 (R3.10.29)

※令和3年10月22日時点で提供頂いた機関のデータを基に公表しています。

各県をクリックすると、その県内で実施される工事の発注見通し情報ページへ移動します。



新潟県(PDF版)

富山県(PDF版)

石川県(PDF版)

追加

● 工事の「発注見通しの統合」(新潟県・富山県・石川県)(Excel版) [令和3年10月29日更新]

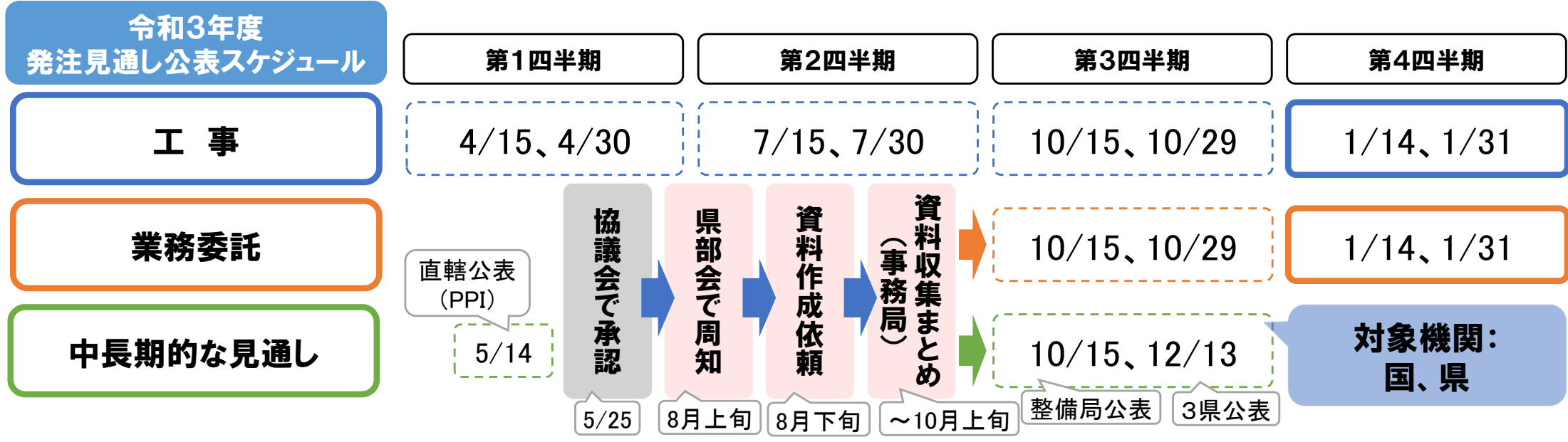
工事の「発注見通しの統合」(新潟県・富山県・石川県)(Excel版)

検索条件

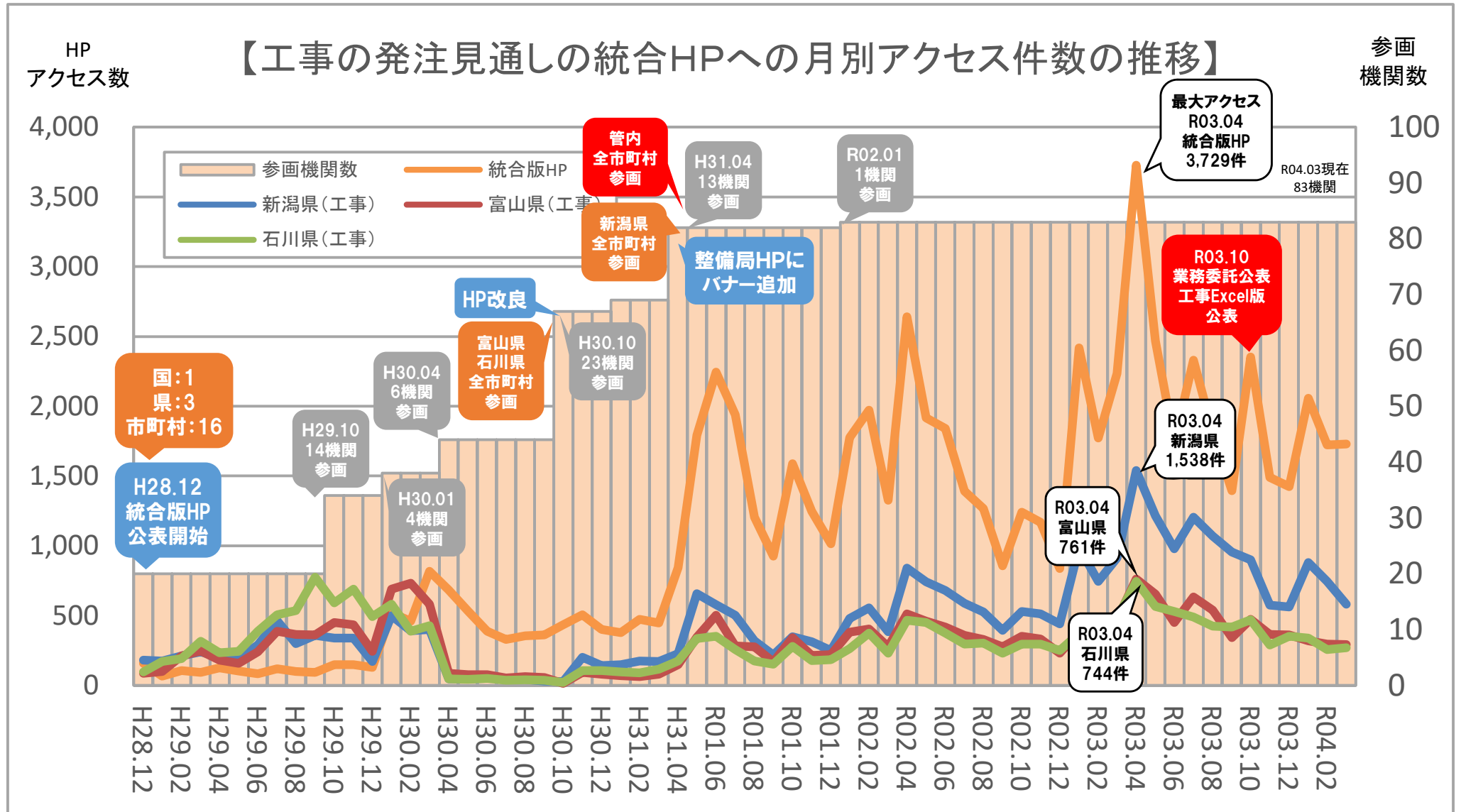
- ①発注機関(担当部・事務所)
- ②施工地域(県・市町村)
- ③工事名
- ④工事場所
- ⑤工事概要
- ⑥工期
- ⑦入札契約方式
- ⑧工事種別(工事の業種)
- ⑨入札予定時期

「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュール

- ◆ 工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し
更新時期: 1回/四半期(「公表基準日」は各月15日、30日)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
- ◆ 中長期的な発注見通し
更新時期: 1回/年(令和3年度は「第3四半期」、令和4年度以降は「第2四半期」)
対象機関: 国、県(令和4年度以降は国、県、政令市、市町村)



工事の発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(H28.12～)



※ H28.12～H30.09は各県内における市町村別アクセス数の合計値

※ H30.10～ 各県のページへのアクセス数

- ◆ 参画機関の増加に伴い、アクセス数も増加傾向。
- ◆ 四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
(令和3年度 第1四半期に最大アクセス数を更新)
- ◆ 更なる認知度の向上を図り、利活用を促進。

発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(R03.10.15～)

発注見通しの統合HPへの月別アクセス件数の推移(R03.10.15～※1)

	R03.10※2	R03.11	R03.12	R04.01	R04.02	R04.03
統合版HP	1,499	1,491	1,423	2,058	1,723	1,728
工事	559	546	487	763	655	462
業務委託	302	278	273	249	239	208
中長期	226	200	738	382	330	414

整備局
公表

3県
公表

新潟市
公表

※1 R03.10.15に発注見通しの統合HPを改良(「工事」「業務委託」「中長期」のページを作成)。

※2 R03.10の件数は、10/15～10/31のデータ。

- ◆ 発注見通し統合版HP改良後(R03.10.15～)の月別アクセス数は、ほぼ横ばいで推移。
- ◆ 工事、業務委託(測量、調査及び設計)の月別アクセス数もほぼ横ばい。
- ◆ 中長期的な発注見通しは、**3県が参画したR03.12にアクセス数が増加**。

- ◆ 参画機関の増加に伴い、統合版HPの利用(アクセス数)が増加。
- ◆ データ提供可能な機関より順次公表し、参画機関の増加を図ることで利活用を促進。

令和4年度

- ◆ 中長期的な発注見通し → **人口10万人以上の市へ拡大**。公表可能な機関より順次公表。
- ◆ 業務委託の発注見通し → **全機関の2/3以上へ拡大**。公表可能な機関より順次公表。
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。